

## 東京基督教大学

### 研究活動ガイドライン

今日の社会は、急速な科学技術の進展とグローバル化によって激変し、複雑さを増していますが、学術研究も、社会との関わりや研究領域の学際的な広がりの中かで多様な要請に対応することを迫られています。

こうしたなかで、研究者には自発的で自由な研究活動が保証される一方で、今日の社会変化に対応し、また時として対峙しながら自らを律していく高い倫理性と自治能力が求められています。

私たちは、本学の建学の精神に基づいた学術研究と社会への貢献を促進するため、ここに本学、およびそこで研究活動を行うすべての研究者（以下「研究者」）について以下の研究活動ガイドラインを定めます。

- 1 本学は、学術研究の自由と独立を守るとともに、研究者の活動を支援するために研究環境・体制の整備、研究倫理の向上をはかり、常にその検証と改善に取り組みます。また研究のための協働をはかり、次世代の研究者を育成します。
- 2 大学の研究資金は、税を原資とする助成、支援者からの寄附、学生納付金によるものであり、研究者はこうした市民社会からの負託に応じて誠実に学術研究に取り組むとともに、研究費の適正な管理を行います。
- 3 研究者は、上記の負託に応じて研究成果を教育活動に還元するとともに、特許の出願のために一定期間非公開とするなどの合理的な理由がある場合を除き、適切なかたちで積極的な公表を行い、社会への貢献と説明責任を果たします。
- 4 研究に際して研究者は、個人情報データの適正な扱いをはじめ、国際的な規範、国内外の関係法令、学会等の規程、学内規程を遵守し、社会的良識をもって活動します。
- 5 研究者は、FFP (Fabrication 捏造(ねつぞう))、Falsification 改竄(かいざん)、Plagiarism 盗用)などの不正行為を行わないことはもとより、それらに加担することのないよう細心の注意を払います。
- 6 研究成果の公表に際して研究者は、根拠の提示やデータ等の信頼性確保に努めるとともに、他者のオーサーシップ (誰が著者であるか) やオリジナリティを尊重し、適切な引用・表現を行います。
- 7 査読、論文・研究助成の審査などにおいては学問的基準に基づく公正な審査に努め、それらの過程で知れた他者の未発表の研究成果等については厳密な守秘義務を遵守します。
- 8 知的財産権や研究協力に関する契約を結ぶ場合、研究者は、契約書に定められた内容を履行し、守秘義務が発生する場合はこれを遵守します。
- 9 研究のさまざまな場において研究者は、研究組織の構成員や研究に協力する人たちの人格を尊重し、その属性、思想・信条、その他による差別を行いません。また、組織上・研究上の優位な立場や権限を利用して相手に不利益を与える言動をとりません。
- 10 利益相反、責務相反の発生に十分注意し、適正なマネジメントを行います。

(2011年3月4日教授会承認)